

【記者発表資料別紙1】

■給付費の返還額内訳

	返還対象の加算項目	返還額 (合計)	年度別内訳					
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	所長設置加算	7,563,990	7,563,990	0	0	0	0	0
2	施設長不在に係る減算	27,510,840	0	14,144,400	13,366,440	0	0	0
3	管理者設置加算	6,432,010	6,432,010	0	0	0	0	0
4	管理者不在に係る減算	75,583,320	0	12,683,290	13,651,620	12,667,440	22,914,240	13,666,730
5	3歳児配置改善加算	199,870	199,870	0	0	0	0	0
6	職員配置加算	1,414,920	1,414,920	0	0	0	0	0
7	主任保育士専任加算	15,477,720	596,700	296,000	3,510,120	3,798,940	3,528,060	3,747,900
8	延長保育実施加算	17,716,710	5,398,730	2,666,760	1,368,820	4,878,420	3,403,980	0
9	ローテーション保育士雇用費	94,370,200	6,089,400	19,094,400	15,411,000	22,114,400	18,615,500	13,045,500
10	栄養管理加算	457,210	0	58,950	60,760	31,000	306,500	0
11	看護職員雇用加算	2,063,000	271,200	89,600	211,200	1,441,600	49,400	0
12	保育補助者雇用経費	15,866,400	2,214,000	3,572,000	3,304,800	1,944,000	3,078,400	1,753,200
13	保育者業務支援事業費助成	3,600,000	0	0	1,200,000	1,200,000	1,200,000	0
14	スポット支援員配置助成	270,000	0	0	0	0	270,000	0
15	安全な保育を実施するための職員雇用費	2,087,340	183,600	367,200	367,200	290,700	758,240	120,400
16	保育士等雇用対策費	1,261,140	67,120	479,490	159,570	554,960	0	0
17	処遇改善等加算Ⅱ	1,176,540	0	0	586,040	0	590,500	0
18	処遇改善等加算Ⅲ	622,600	0	0	0	0	393,660	228,940
	合計	273,673,810	30,431,540	53,452,090	53,197,570	48,921,460	55,108,480	32,562,670

■返還対象の加算項目説明資料

※施設類型によって、対象となる加算／減算項目が異なります。対象施設欄の記号で以下のとおり分類します。

●：認可保育所が対象 ◆：小規模保育事業が対象 無印：認可保育所も小規模保育事業も対象

	加算／減算項目	加算の種類	対象施設	説明
1	所長設置加算 (R元年度)	公定価格	●	保育所の施設長が、常時（1日6時間以上かつ月20日以上）実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である場合に加算 ※R2年度以降は施設長の人事費相当額が基本分単価に組み込まれたため、施設長が不在である場合や常時その施設の運営管理業務に専従していない場合に減算調整
2	施設長不在に係る減算 (R2年度～)	公定価格	●	小規模保育事業の管理者が、常時（1日6時間以上かつ月20日以上）実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である場合に加算 ※R2年度以降は管理者の人事費相当額が基本分単価に組み込まれたため、管理者が不在である場合や常時その施設の運営管理業務に専従していない場合に減算調整
3	管理者設置加算 (R元年度)	公定価格	◆	小規模保育事業の管理者が、常時（1日6時間以上かつ月20日以上）実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である場合に加算 ※R2年度以降は管理者の人事費相当額が基本分単価に組み込まれたため、管理者が不在である場合や常時その施設の運営管理業務に専従していない場合に減算調整
4	管理者不在に係る減算 (R2年度～)	公定価格	◆	小規模保育事業の管理者が、常時（1日6時間以上かつ月20日以上）実際にその施設の運営管理業務に専従し、有給である場合に加算 ※R2年度以降は管理者の人事費相当額が基本分単価に組み込まれたため、管理者が不在である場合や常時その施設の運営管理業務に専従していない場合に減算調整
5	3歳児配置改善加算	公定価格	●	基本分単価の年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施している場合の加算
6	職員配置加算	向上支援費	●	国基準を超えて、横浜市が定める保育士配置基準を満たす場合に加算 配置基準に必要な保育士を確保するための経費を、国の公定価格に上乗せして助成
7	主任保育士専任加算	公定価格	●	主任保育士に保育計画の立案等の主任業務を専任させるために、基本分単価及び他の加算対象の必要保育士数を超えて代替保育士を雇用している場合の加算
8	延長保育実施加算	延長保育事業費		11時間を超えて自施設で延長保育を実施し、市基準の保育士配置を満たしたうえで、1名以上の保育士を雇用している場合に加算
9	ローテーション保育士雇用費	向上支援費	●	横浜市の保育士配置基準を満たし、他の加算対象の保育士に加え、代休等の交代勤務のため、保育士を配置する場合に、国の公定価格に上乗せして助成
10	栄養管理加算	公定価格		食事の提供にあたり、栄養士等を活用して、献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する継続的な活動を行っている場合の加算
11	看護職員雇用加算	向上支援費		看護職員を雇用する場合に、保育士の雇用経費との差額相当分を、国の公定価格に上乗せして助成
12	保育補助者雇用経費	向上支援費	●	保育士資格を有しない職員を雇用するための経費を助成。令和6年度からは保育士として職場復帰を目指す有資格保育補助者を雇用する場合の経費も助成
13	保育者業務支援事業費助成	向上支援費		保育士資格を有しない職員を配置し、事務、遊具の消毒、給食の配膳、園外活動時の見守り等の保育業務の負担軽減につながる取組等を行う場合の経費を助成
14	スポット支援員配置助成	向上支援費		登園時の繁忙な時間帯など人手が多く求められる場面において、園児の安全を確保するために、保育士資格を有しない保育支援者を配置する場合の経費を助成

	加算/減算項目	加算の種類	対象施設	説明
15	安全な保育を実施するための職員雇用費	向上支援費	◆	開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合でも、常時最低2人以上の保育士を配置し、安全な保育を実施するために保育士を雇用するための経費を助成
16	保育士等雇用対策費	向上支援費	◆	利用定員を満たしていない場合でも、定員分の保育従事者を確保する必要があるため、4～6月のみ公定価格の基本分単価の2分の1を空き定員児童数に応じて助成
17	処遇改善等加算Ⅱ	公定価格		副主任・職務分野別リーダー等の、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算
18	処遇改善等加算Ⅲ	公定価格		職員の賃金の継続的な引き上げ（ベースアップ）等に要する費用に対する加算